

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第9号	株式会社パソナグループ	大阪本部 大阪府大阪市中央区博労町三丁目5番1号 東京分室 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
第14号		
第16号		
第17号		
第22号		
第26号		
第27号		
第30号		
第34号		
第41号		
第45号		
第48号		
第55号		

○国土交通省告示第百二十二号
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
 平成三十一年二月四日
 国土交通大臣 石井 啓一

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
 パンタ川
 二 砂防法第二条の土地の表示
 岐阜県揖斐郡揖斐川町日坂字瀬戸一六八〇番地内四等三角点瀬戸を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治三十一年内務省告示第八十七号で指定した土地の区域を除く。）
 基準点から三二二度一分二九秒
 五三八・八九〇メートルの地点 一号
 標柱一号から一九度五九分一三秒
 九六・一一三メートルの地点 二号
 標柱二号から一六〇度一分三二〇秒
 一三八・五五〇メートルの地点 三号
 標柱三号から二〇一度〇〇分〇八秒
 一三五・九〇〇メートルの地点 四号
 標柱四号から二六〇度五八分五〇秒
 六五・九七八メートルの地点 五号
 標柱五号から五度一四分三七秒
 一六〇・四二五メートルの地点 六号
 標柱六号から三〇三度四一分五二秒
 一〇五・七六五メートルの地点 七号

標柱七号から三〇九度四八分〇一秒
 四二・三八四メートルの地点 八号
 標柱八号から七〇度〇一分五五秒
 四六・〇六一メートルの地点 九号
 ○国土交通省告示第百二十三号
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
 平成三十一年二月四日
 国土交通大臣 石井 啓一

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
 奥ノ洞
 二 砂防法第二条の土地の表示
 岐阜県揖斐郡揖斐川町日坂字瀬戸一六八〇番地内四等三角点瀬戸を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治三十一年内務省告示第八十七号で指定した土地の区域を除く。）
 基準点から二九六度三〇分〇二秒
 五八〇・七八五メートルの地点 一号
 標柱一号から四三度二〇分〇二秒
 四四・九六八メートルの地点 二号
 標柱二号から一九度四八分〇一秒
 四二・三八四メートルの地点 三号
 標柱三号から一九三度五五分四七秒
 一〇二・七七一メートルの地点 四号
 標柱四号から二五三度三九分四一秒
 八五・五八五メートルの地点 五号

標柱五号から三三七度三六分四九秒
 一一六・四八二メートルの地点 六号
 標柱六号から二七三度一七分一三秒
 六九・五五七メートルの地点 七号
 標柱七号から四度〇五分三〇秒
 二五・五〇九メートルの地点 八号
 標柱八号から八五度二五分二七秒
 九八・五六三メートルの地点 九号
 標柱九号から一〇八度五四分五八秒
 三六・九一三メートルの地点 十号
 標柱十号から一七二度〇〇分三三八秒
 一九・六五〇メートルの地点 十一号
 ○国土交通省告示第百二十四号
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成三十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成三十一年二月四日
 国土交通大臣 石井 啓一

一 奥ノ洞
 岐阜県揖斐郡揖斐川町日坂字瀬戸一六八〇番地内四等三角点瀬戸を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
 基準点から三二二度一分二九秒
 五三八・八九〇メートルの地点 一号
 標柱一号から一九度五九分一三秒
 九六・一一三メートルの地点 二号
 標柱二号から一六〇度一分三二〇秒
 一三八・五五〇メートルの地点 三号
 標柱三号から二〇一度〇〇分〇八秒
 一三五・九〇〇メートルの地点 四号
 標柱四号から二六〇度五八分五〇秒
 六五・九七八メートルの地点 五号
 標柱五号から五度一四分三七秒
 一六〇・四二五メートルの地点 六号
 標柱六号から三〇三度四一分五二秒
 一〇五・七六五メートルの地点 七号
 標柱七号から三〇九度四八分〇一秒
 四二・三八四メートルの地点 八号
 標柱八号から七〇度〇一分五五秒
 四六・〇六一メートルの地点 九号

○国土交通省告示第百二十五号
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成三十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成三十一年二月四日
 国土交通大臣 石井 啓一

一 奥ノ洞
 岐阜県揖斐郡揖斐川町日坂字瀬戸一六八〇番地内四等三角点瀬戸を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
 基準点から二九六度三〇分〇二秒
 五八〇・七八五メートルの地点 一号
 標柱一号から四三度二〇分〇二秒
 四四・九六八メートルの地点 二号
 標柱二号から一九度四八分〇一秒
 四二・三八四メートルの地点 三号
 標柱三号から一九三度五五分四七秒
 一〇二・七七一メートルの地点 四号
 標柱四号から二五三度三九分四一秒
 八五・五八五メートルの地点 五号
 標柱五号から三三七度三六分四九秒
 一一六・四八二メートルの地点 六号
 標柱六号から二七三度一七分一三秒
 六九・五五七メートルの地点 七号
 標柱七号から四度〇五分三〇秒
 二五・五〇九メートルの地点 八号
 標柱八号から八五度二五分二七秒
 九八・五六三メートルの地点 九号
 標柱九号から一〇八度五四分五八秒
 三六・九一三メートルの地点 十号
 標柱十号から一七二度〇〇分三三八秒
 一九・六五〇メートルの地点 十一号
 ○海上保安庁告示第九号
 航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。
 平成三十一年二月四日
 海上保安庁長官 岩並 秀一

名 称	位 置	所 在 地	緯 度	経 度	廃 止 年 月 日
京浜川崎シーバス仮設灯浮標	京浜川崎	京浜川崎	三五・一八・一〇二	一三九・四一・〇五	平成三十一年十一月二日
東 北	東 北	東 北	三五・一八・一〇二	一三九・四一・〇五	平成三十一年十一月二日